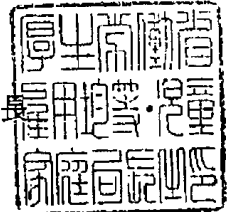




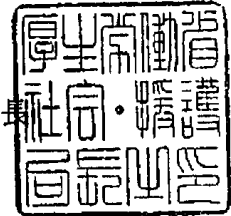
平成16年3月12日  
 雇児発第0312001号  
 社援発第0312001号  
 老発第0312001号

都道府県知事  
 各 指定都市市長 殿  
 中核市市長

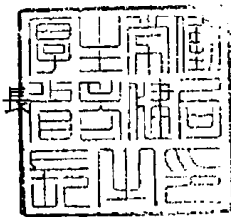
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について

社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、かねてより「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知（平成5年3月19日社援施第39号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤及び再生機能の強化を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成15年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

## 1 運営費の弾力運用が認められる要件について

本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。

ただし、(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。

(1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。

(2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。

特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。

(3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。

(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。

イ 「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について」（平成13年5月15日社援発第880号）、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」（平成14年4月22日雇児発第0422001号）又は「平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準」について」（平成13年7月11日障発第296号）に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

## 2 対象施設について（別表2）

本通知の対象となる施設は、別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設等授産関係施設（身体障害者福祉工場を含む。）については、直接授産事業活動にかかる経費（授産事業活動に要する設備の償却を含む。）を除いた部分について本通知を適用するものとする。

### 3 運営費の支出対象経費及び相互流用について

- (1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであること。
- (2) (1)に関わらず、人件費、管理費及び事業費については、1の(1)から(3)までの要件を満たす場合にあっては、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。

### 4 運営費等の本部経理区分への繰入れについて

施設整備等に係る法人の負担金及び法人本部の経費については、次に掲げる限度額の範囲内において、それぞれに定める法人本部が負担すべき経費に充当することができるものである。

ただし、例えば土地取得費、減価償却費、下記アの施設以外の整備等にかかる経費については、充当する対象経費として認められないこと。

なお、次のいずれについても当該充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から本部経理区分へ繰り入れて支出すること。

ア 措置費収入については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する措置費支弁対象施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。）及びデイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）（以下「施設の整備等に係る経費」という。）に充当すること。

イ 施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に充当すること。

### 5 運営費の積立金及び前期末支払資金残高について

- (1) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の科目に繰り入れて、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。

#### ア 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金。

#### イ 修繕積立金

建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金。

#### ウ 備品等購入積立金

業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金。

- (2) 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。
- (3) 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等に充てることのできるものである。

## 6 運営費の管理・運用について

- (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。
- (2) 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであり、この場合、必ず本部経理区分を経由すること。  
なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付けは一切認められないこと。

## 7 法人の事業経営に係る指導監督について

法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指導を行うこと。

また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行うこと。

- (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。  
特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。
- (2) 経理の審査は施設経理区分にとどまることなく、本部経理区分等関連する他の会計についても審査を行われたいこと。  
また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不相当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。
- (3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。
  - ア 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設への措置替えを行うこと。
  - イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられる

までの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

- (4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

(別表1)

- 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について  
(平成12年10月25日社援第2395号)
- 2 障害福祉施設等に係る指導監査について  
(平成15年3月28日障発第0328016号)
- 3 老人福祉施設に係る指導監査について  
(平成12年5月12日老発第481号)
- 4 児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号)

(別表2)

- 1 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護施設
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)による身体障害者更生援護施設(視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場に限る。)
- 3 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)による老人福祉施設(軽費老人ホームを含む。)
- 4 売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)による婦人保護施設(婦人相談所における要保護女子を保護する一時保護施設を含む。)
- 5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)
- 6 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)による授産施設及び盲人ホーム